

地域包括支援センター等に対する高齢者虐待に係る高度な専門的な業務相談 (支援専門職チームの派遣) (2018年度版) (市町用)

1 目的

社会福祉士会や弁護士会等の専門職域団体を中心とした広域的な業務相談支援体制を確保し、地域や施設における権利擁護の体制づくりを推進する。

2 実施主体

県 (窓口及び派遣調整事務を山口県社会福祉士会へ委託)

3 実施場所

山口県内

4 実施内容

(1) 地域包括支援センター等からの要請に基づく支援専門職チームの派遣

○派遣される専門職

(a) 社会福祉士 (下記の要件をすべて満たしている者)

- ・山口県社会福祉士会権利擁護センターばあとなあ山口に属している者
- ・権利擁護の実践及び相談業務に10年以上関わっている者
- ・虐待対応アドバイザーコースに準ずる研修を受講している者

(b) 弁護士

山口県弁護士会の擁護弁護士名簿に登録する者

(2) 支援専門職チームの役割

(a) 責任主体は市町であり、専門職チームは助言者という立ち位置で対応。
虐待対応の直接的支援は行わない。

(b) 弁護士は虐待対応における法的な枠組みについての助言、社会福祉士は虐待対応の実践方法に関する助言を行う。

(c) 助言を通して、担当者の虐待対応能力の向上を図る。

※あくまでもアドバイザーとしての立ち位置で、原則として、個人ではなくチームとして法的視点とソーシャルワーク視点から助言する。

5 派遣の流れ

①派遣依頼受理

地域包括支援センター等から、山口県社会福祉士会へ派遣依頼。

⇒別紙1の相談受付票及び事例内容や経過記録等内容に応じた必要資料をFAXにて依頼する。

(資料は、個人情報が入らないようご注意ください。)

②派遣窓口による調整

圏域ごとの調整方法に応じて、山口県社会福祉士会において派遣調整を行う。

③派遣

相談会に支援専門職チームを派遣し、助言等を行う。

④派遣報告

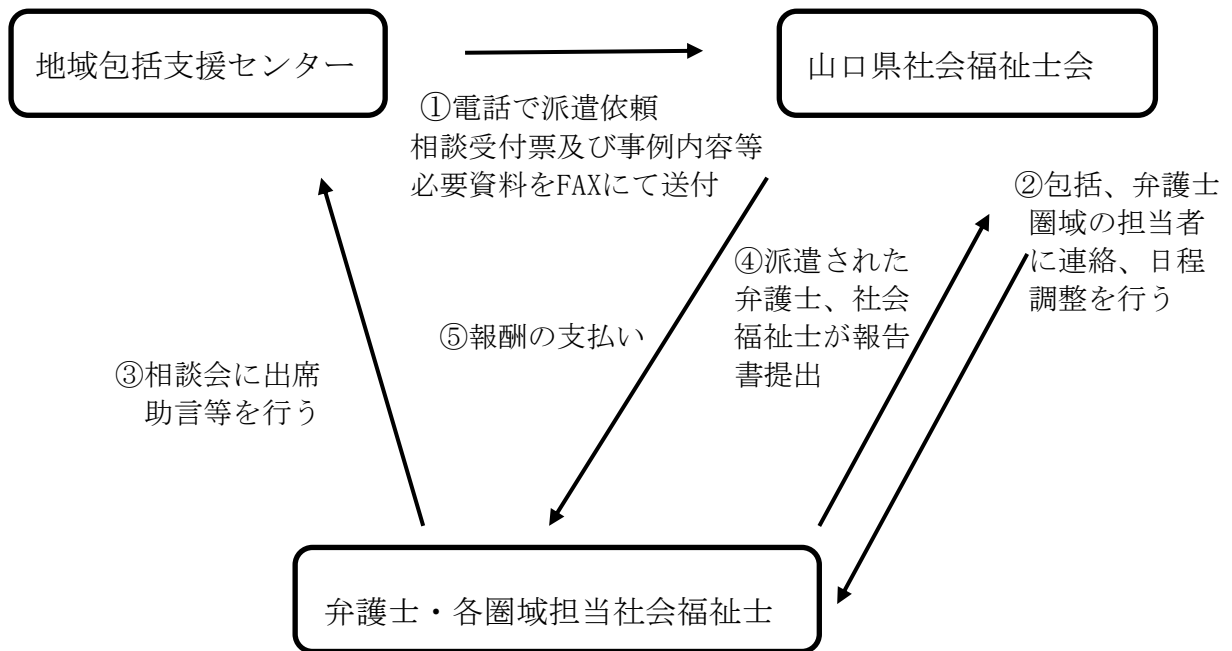
派遣された社会福祉士及び弁護士が報告書を作成し、山口県社会福祉士会に提出。

※市町からの報告は必要ありません。

⑤謝金・旅費等の支払

山口県社会福祉士会から、派遣された社会福祉士及び弁護士に報酬の支払を行う。

※市町における費用負担はありません。



【お問い合わせ・連絡先】

一般社団法人山口県社会福祉士会 事務局 担当／吉村
〒753-0072 山口県山口市大手町9番6号 山口県社会福祉会館内
TEL : 083-928-6644
FAX : 083-922-9915

地域包括支援センター等に対する高齢者虐待に係る高度な専門的な業務相談 利用に関するQ & A

Q：地域包括支援センターにも社会福祉士はいるし、聞きたい事は法律的なことなので、弁護士だけの派遣は可能ですか？

A：原則、社会福祉士と弁護士のチームでの派遣となります。地域包括支援センターの社会福祉士は、当該事案の当事者であり、事案を客観的かつ冷静に分析できない場合や上司の意見に左右され方向性を誤る可能性があるため、地域包括支援センターの社会福祉士とは別の社会福祉士が必要であると思われます。

Q：どのような助言をしてもらえるのですか？

A：社会福祉士、弁護士の専門職としての視点から、各段階における適切な対応を実施する為の具体的な助言を行います。

Q：弁護士と社会福祉士からの助言は、別の場所、別の日程で会議を設けることでも良いでしょうか？

A：原則、同じ場所、同じ日程で会議を設けることとなります。弁護士と社会福祉士がチームとして入ることで、事実の分析や対応の判断において、法律の根拠とともに、ソーシャルワークの支援が可能となります。弁護士と社会福祉士の専門性の違いから異なった視点から分析をすることにより、事例をより複眼的・重層的に分析し判断することが可能となります。

Q：支援専門職チームの助言を通じ、市町の担当者の虐待対応力の向上は図れますか？

A：支援専門職チームには、市町の担当者の虐待対応力の向上を支援するという役割も担っています。

Q：事実確認の現場への立会い、虐待者、養護者への対応を依頼することができますか？

A：支援専門職チームは助言者（アドバイザー）であるため、事実確認や立ち入り調査への同行、本人や養護者への直接的な支援は行いません。

Q：支援専門職チームに研修講師を依頼することはできますか？

A：本事業の対象ではありません。

Q：助言後のフォローはしてもらえますか？

A：必要であれば新たな派遣依頼で対応できます。

Q：FAX、電話、メールでの相談はしてもらえますか？

A：ケース会議を通じた助言であるため、対応はしていません。メールや電話での相談は補助的なものとして位置付けています。

Q：ケースの検証をする際、チームを派遣してもらえますか？

A：派遣は可能です。

Q：圏域ごとで派遣体制は異なるのですか？

A：年間で会議開催日・支援専門職チームの当番を決めて、定期的を開催しているところや随時派遣調整をしているところがあります。また、定期開催しているところでも、随時対応も行っているところがあります。

Q：緊急時にも対応できるのですか？

A：支援専門職チームの日程調整がつけば可能です。

Q：依頼するタイミングが分からないのですが。

A：緊急性の判断や事実確認などの各段階において、また、現場の判断だけでは不安が残る場合や検証が必要なケースがある場合等が想定されます。

Q：相談でのコーディネーターを社会福祉士にお願いできますか？

A：要望があれば可能です。社会福祉士が提供された情報をまとめ弁護士に助言を求めたり、依頼者からの質問を促すなど、相談が円滑に進行する様にコーディネーターの役割を担うことも可能です。

Q：実際に専門職チームが派遣されたケースについて知りたいのですが。

A：（例）成年後見制度の市町申立を検討する段階はいつか？

（例）措置後の家族への対応で注意すべき点について

（例）借金問題で生活が困窮している。債務整理の方法や今後の生活設計はどのように進めていけば良いか。

（例）金銭管理を子どもが行っている。利用料の滞納や必要なサービスが受けられない状態が続いている。どのような対処が必要か？